

VI 保存管理方策について

VI-1 管理区域における区域区分

(1) 区域区分と保存管理の考え方

- ・「自然環境」と「景観」に対する保存管理の観点を踏まえるとともに、既存植栽（植生）の状況や景観の特性（視線の方向や視対象）等を基に、対象地を以下の6つのゾーンに区分し、各方針を対象地の空間に落とし込んだ上で、横断的な保存管理方策を検討する。
- ・各ゾーンにおける保存管理の考え方を以下に示す。

①自然環境保全ゾーン

- ・多様な生物の生息地として、今ある自然環境の保全を最優先とするゾーンとする。

②眺望景観改善ゾーン

- ・西岸から、池の水面越しに遍照寺山や音戸山への眺望を楽しむゾーンとする。
- ・対岸（東岸）からの眺望景観を確保するゾーンとする。

③池畔景観改善ゾーン

- ・一条通から、池の水面越しに愛宕山や遍照寺山への眺望を楽しむゾーンとする。

④景観活用ゾーン

- ・東岸から、北嵯峨の田園風景や曼荼羅山（鳥居形）への眺望を楽しむゾーンとする。

⑤池畔植生管理ゾーン

- ・広沢池の景観の一部として、池畔の植生（ヨシ原等）を適切に維持するゾーンとする。

⑥水面保全ゾーン

- ・対象地の大半を占める池（水面）の維持及び水質の保全（改善）を図るゾーンとする。

(2) 区域区分 (ゾーニング)

- ・各ゾーンの配置を下図に示す。

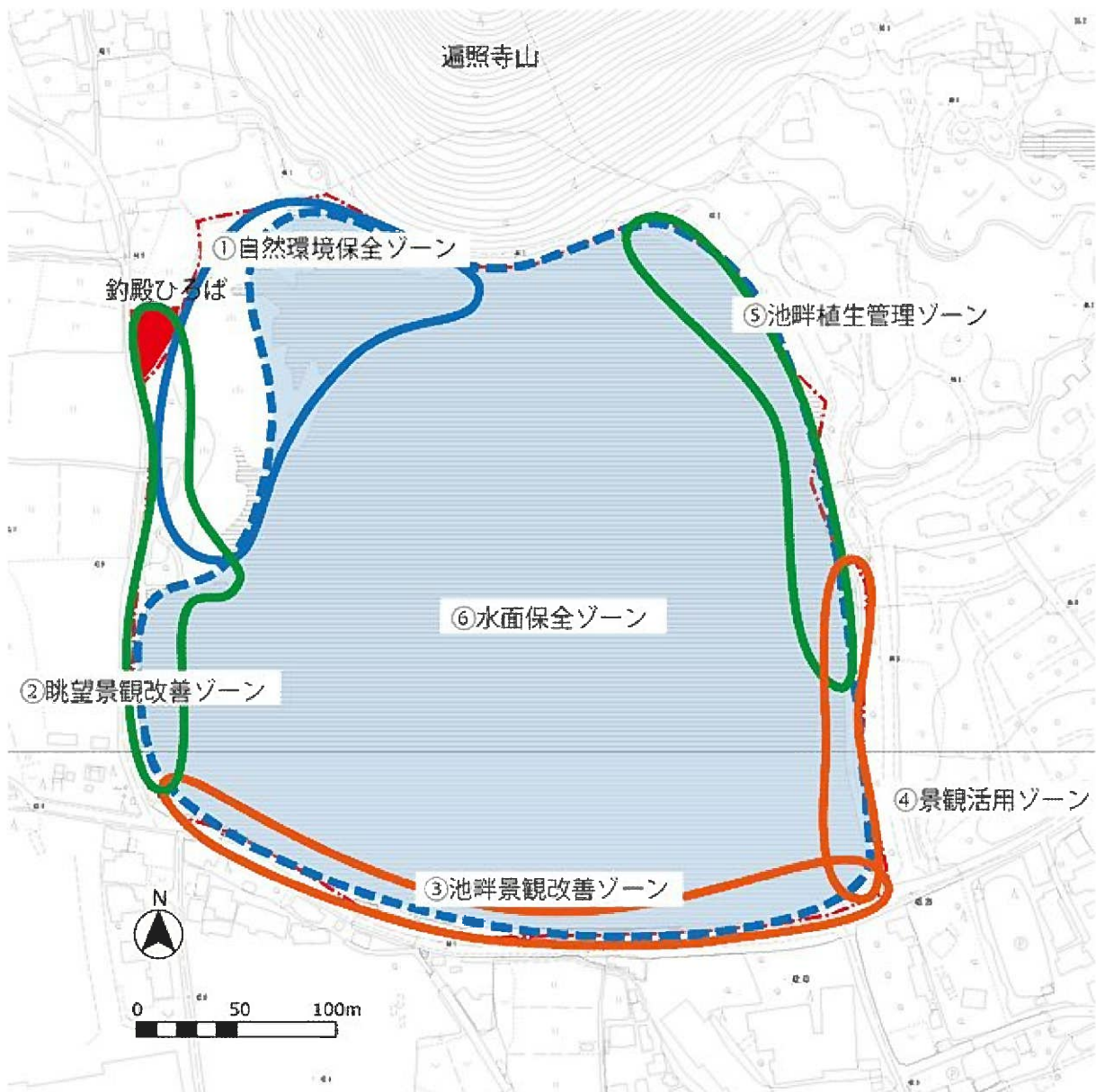


図. 48 ゾーニング図

VI-2 保存管理方策

(1) 公園管理者による保存管理

1) 植栽（植生）

- ・ 広沢池の特徴的な景観を活かすため、池外周から、水面及び池越しの景観が見通せるよう、植栽等の管理を行う。また、定期的に景観（眺望）の検証を行って管理方針を見直し、樹木の生長等に伴う景観の変化に柔軟に対応する。
- ・ 景観の一部であるとともに、多様な生物の生息環境ともなるヨシ原など、池畔の植生の育成及び管理を行う。管理にあたっては、その効果や影響を検証して管理手法を更新するなど、順応的な管理手法を検討する。
- ・ 支障木や雑草の除去にあたっては、多様な生物の生息環境に配慮する。

①自然環境保全ゾーン

- ・ 現状のゴミや植物の枯死体等を一旦整理した上で、原則として自然の推移に委ねる。

②眺望景観改善ゾーン

- ・ 景観の妨げとなる新たな植栽は行わない。
- ・ 池東岸から北嵯峨の田園景観や曼荼羅山（鳥居形）への眺望景観を守るため、既存の植栽樹木（サクラ並木）の樹高や枝張りを一定以下に維持する。
- ・ 対岸からの景観の支障になる樹木等については、必要に応じて除去を検討する。
- ・ 広沢池西側道路の池側について、水面への見通しを妨げる雑草等を定期的に除去する。

③池畔景観改善ゾーン

- ・ 一条通からの眺望の妨げとなっている中木（ザクロ等）について、サクラ等の高木への置き換え等、一条通からの景観の改善を検討する。
- ・ サクラへの踏圧防止と人止めを兼ねた植栽（低木又は草本）の充実を検討する。：取水施設西側

④景観活用ゾーン

- ・ 景観の妨げとなる新たな植栽は行わない。
- ・ 水面への見通しを妨げる支障木や雑草を定期的に除去する。

⑤池畔植生管理ゾーン

- ・ 景観の妨げとなる新たな植栽は行わない。
- ・ 定期的な刈取りを継続的に実施し、ヨシ原を維持する。

2) 施設

- ・広沢池の魅力を高め、活用の向上につながる施設等の整備を検討する。
- ・新たな施設を設置する場合には、必要最小限の施設整備に留める。また、景観の支障とならない高さ・色彩・意匠に配慮する。

①自然環境保全ゾーン

- ・原則として新たな施設整備は行わない。

②眺望景観改善ゾーン

- ・広沢池西岸北側の釣殿ひろばについて、老朽化した施設については改修等を行う。
- ・水辺の雑草除去や転落防止など、観音島及び流入堰周辺の安全対策を検討する。

③池畔景観改善ゾーン

- ・護岸からの転落防止等の安全対策を検討する。：取水施設～飲食施設
- ・ボート小屋以東の安全対策については、今後検討を要する。
- ・占用建物（飲食・ボート小屋等）の修景・美観維持などを誘導する。

④景観活用ゾーン

- ・池東岸の認定道路部分について、新たな視点場として、散策や風景を楽しめる散策路とするため、ベンチ等の設置を検討し、都市公園として一体的に管理する。

⑤池畔植生管理ゾーン

- ・原則として新たな施設整備は行わない。

3) その他（水質の保全及び改善）

- ・⑥水面保全ゾーンをはじめとする池の水質については、季節的・経年的な変化が予想されることから、継続的な水質の確認を行い、対策の検討を行う。
- ・水質改善の取組の一つとして、ヨシ原の育成による水質浄化などを検討する。水質改善の取組については、必要に応じ学識者や関係部局の意見を踏まえるとともに、水質改善の効果や環境への負荷等の検証等、対策の検討を行う。

ヨシ原では、定期的な刈取りを行ってヨシが吸収した栄養塩類を池外に持ち出すことにより、池内の栄養塩類を削減する効果が期待できる³⁴⁾。また、今あるヨシ原を育成し活用することは、広沢池の主要な景物の一つとして、また生態系の保全や環境学習の場等としても、広沢池の魅力や価値を高めることが期待できる。

³⁴⁾ 環境省 水・大気環境局 水環境課「自然浄化対策について 生態系機能を活用した“健やかな湖沼水環境”の実現を目指して」平成 26 年 12 月

(2) 許認可の取扱い

1) 植栽（植生）

- ・寄付等による新規樹木の植栽等については、(1) 公園管理者による保存管理 1) 植栽（植生）の項の考え方を踏まえ、景観の妨げとならないことを原則とする。

2) 施設（設置許可、占用許可）

①景観関連法に基づく行為制限への適合

- ・広沢池を含む対象地は、歴史的風土特別保存地区（歴史的風土保存区域）、風致地区第 1 種地域に重層的に指定されており、新たな施設の設置や管理にあたっては、これらの法規制に適合することが求められる。
- ・歴史的風土特別保存地区において制限される主な行為として、以下のものが挙げられる。
 - 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
 - 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
 - 木竹の伐採
 - 土石の類の採取
 - 建築物その他の工作物の色彩の変更
 - 水面の埋立又は干拓

②設置許可・占用許可

- ・(1) 公園管理者による保存管理 2) 施設の項の考え方を踏まえ、広沢池の景観に適合し、広沢池の魅力を高め、活用の向上につながる施設に限ることを原則とする。
- ・公園管理者以外の主体によって設置された既存施設等については、現在の広沢池の景観の構成要素ともなっていることから、公園としての効用や設置者の意向を踏まえた上で、原則として引き続き利用できるように許可を行うこととする。
- ・既存の案内サイン等について、整理・統合による景観の改善を検討する。

3) 行為の許可（水面等）

- ・(1) 公園管理者による保存管理 2) 施設の項の考え方を踏まえ、広沢池の景観に適合し、広沢池の魅力を高め、活用の向上につながる行為に限ることを原則とする。
- ・現在行われている行事等については、現在の広沢池の景観の構成要素ともなっていることから、公園としての効用や行為者の意向を踏まえた上で、原則として引き続き利用できるように許可を行うこととする。

(3) 管理体制

- ・ 広沢池の管理は、現在、池東岸のヨシの刈取りや、東岸散策道及び護岸沿いの草刈り・清掃を京都市が行っており、都市公園とした場合にも、原則として同等の維持管理を行うものとする。
- ・ 今後は、公園の維持管理や活用について、地域の方の思いや御意見を活かす仕組み等について、検討を行う。
- ・ 京都市では、主として地域住民の方に公園等の定期的な清掃や除草等にご協力いただく「公園愛護協力会」や「街路樹サポーター制度」などの仕組みが設けられている。対象地の管理にあたっては、それらの制度の活用等、市民や事業者等との協働による管理の仕組みづくりを検討する。

(4) 保存管理の工程

- ・ 開園（公園への位置付け）（平成31年4月頃）から概ね5年間で、良好な保存管理に向けた改善を行い、以降は良好な保存管理状態を継続する。

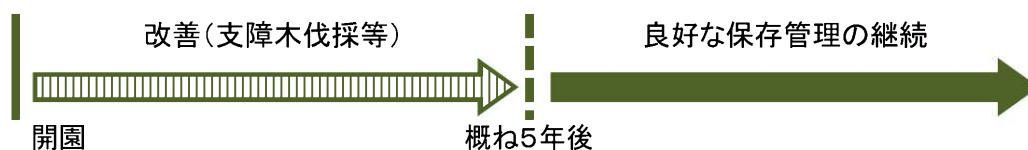


図. 49 工程のイメージ

(5) 保存管理方策の構成

表 保存管理方策の構成 (まとめ)

方針	ゾーンとの対応	公園管理者による保存管理			許可の取扱い
		植栽 (補植)	施設	その他	
自然環境の保全	①自然環境保全ゾーン ⑥水面保全ゾーン	・現状のゴミや植物の枯死体等を一旦除去した上で、原則として自然の推移に委ねる。 ・効果や影響を検証し、順応的な管理手法を検討する。	・原則として新たな施設整備は行わない。	・継続的な水質の確認を行い、対策の検討を行う。 ・水質改善の取組の一つとして、ヨシ原の育成による水質浄化などを検討する。 ・必要に応じ学識者や関係部局の意見を踏まえ、水質改善の効果や環境への負荷等の検証等、対策の検討を行う。	
	⑤池畔植生管理ゾーン	・景観の妨げとなる新たな植栽は行わない。 ・定期的な刈取りを継続的に実施し、ヨシ原を維持する。 ・支障木や雑草の除去にあたっては、多様な生物の生息環境に配慮する。			
歴史的景観の保全及び改善	②眺望景観改善ゾーン	・景観の妨げとなる新たな植栽は行わない。 ・池東岸からの眺望景観を守るため、既存のサクラ並木の樹高や枝張り等を一定以下に維持する。 ・対岸からの景観に支障となる樹木等について、必要に応じて除去を検討する。 ・広沢池西側道路の池側について、水面への見通しを妨げる支障木や雑草等を定期的に除去する。 ・支障木や雑草の除去にあたっては、多様な生物の生息環境に配慮する。	・釣堀ひろばについて、老朽化した施設については改修等を行う。 ・水辺の雑草除去や転落防止など、観音島及び流入堰周辺の安全対策を検討する。		【植栽】 ・寄付等による植栽は、池を望む眺望の妨げとならないことを原則とする。 【施設：設置許可・占用許可】 ・新たな施設設置許可等については、広沢池の景観に適合するとともに、広沢池の魅力を高め、活用の向上につながる施設にすることを原則とする。 ・既存施設等は、現在の広沢池の景観の構成要素となっていないことから、公園としての効用や設置者の意向を踏まえ、原則として引き続き利用できるように許可を行うこととする。 ・既存の案内サイン等の整理・統合による景観の改善を検討する。 【行為：許可】 ・新たな行為の許可については、広沢池の景観に適合するとともに、広沢池の魅力を高め、活用の向上につながる行為にすることを原則とする。 ・既存の行事等については、現在の広沢池の景観の構成要素となっていないことから、公園としての効用や設置者の意向を踏まえ、原則として引き続き利用できるように許可を行うこととする。
歴史的景観の活用	③池畔景観改善ゾーン	・一条通からの眺望の妨げとなっている中木(ザクロ等)を高木に置き換える等、一条通からの景観の改善を検討する。 ・サクラへの落石防止と人止めを兼ねた植栽(低木又は草木)の充実を検討する。	・護岸からの転落防止等の安全対策を検討する。 ・占用建物(飲食・ポート小屋等)の修景・美観維持などを誘導する。		
	④景観活用ゾーン	・景観の妨げとなる新たな植栽は行わない。 ・水面への見通しを妨げる支障木や雑草を定期的に除去する。 ・支障木や雑草の除去にあたっては、多様な生物の生息環境に配慮する。	・池東岸の認定道路部分について、新たな視点場として、散策や風景を楽しめる散策路とするため、ベンチ等の設置を検討し、都市公園と一体的に管理する。		
歴史的景観継承の支援	対象地全体	・原則として、現在と同等の維持管理を行う。 ・公園の維持管理や活用について、地域の方の思いや御意見を活かす仕組み等について、検討を行う。 ・既存の制度の活用等、市民や事業者等との協働による管理の仕組みづくりを検討する。			

VI-3 保存管理イメージ

